

第117期 中間決算公告

2023年12月28日

富山市堤町通り1丁目2番26号
株式会社 北陸銀行
取締役頭取 中澤 宏

中間連結貸借対照表(2023年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,855,223	預 金	7,627,366
コールローン及び買入手形	38,739	譲 渡 性 預 金	72,024
買 入 金 銭 債 権	12,860	コールマネー及び売渡手形	140,000
特 定 取 引 資 産	541	売 現 先 勘 定	19,070
金 銭 の 信 託	4,933	債券貸借取引受入担保金	191,313
有 価 証 券	1,142,130	特 定 取 引 負 債	297
貸 出 金	5,218,543	借 用 金	949,280
外 国 為 替	14,056	外 国 為 替	228
そ の 他 資 産	74,332	信 託 勘 定 借	5,501
有 形 固 定 資 産	77,546	そ の 他 負 債	21,331
無 形 固 定 資 産	4,083	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,990
退 職 給 付 に 係 る 資 産	60	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
支 払 承 諾 見 返	30,905	偶 発 損 失 引 当 金	581
貸 倒 引 当 金	△ 32,898	睡眠預金払戻損失引当金	886
		繰 延 税 金 負 債	3,829
		再評価に係る繰延税金負債	4,931
		支 払 承 諾	30,905
		負 債 の 部 合 計	9,069,542
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	140,409
		資 本 剰 余 金	14,998
		利 益 剰 余 金	169,819
		株 主 資 本 合 計	325,228
		その他の有価証券評価差額金	39,238
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,250
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,669
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,872
		その他の包括利益累計額合計	46,287
		純 資 産 の 部 合 計	371,515
資 産 の 部 合 計	9,441,058	負債及び純資産の部合計	9,441,058

中間連結損益計算書

(2023年4月 1日から
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		50,294
資金運用収益	30,013	
(うち貸出金利息)	(20,850)	
(うち有価証券利息配当金)	(7,090)	
信託報酬	13	
役務取引等収益	9,387	
特定取引収益	17	
その他の業務収益	3,800	
その他の経常収益	7,060	
経常費用		39,358
資金調達費用	4,638	
(うち預金利息)	(480)	
役務取引等費用	2,766	
その他の業務費用	10,100	
営業経費用	21,188	
その他の経常費用	664	
経常利益		10,936
特別利益		5
特別損失		150
税金等調整前中間純利益		10,791
法人税、住民税及び事業税	1,192	
法人税等調整額	△ 2,468	
法人税等合計		△ 1,275
中間純利益		12,067
親会社株主に帰属する中間純利益		12,067

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 子会社・子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名
北銀ビジネスサービス株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等 5社
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
 - (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等
当該他の会社等の数 2社
子会社としなかった理由
投資事業等を営む非連結子会社が、事業承継のため出資したものであり、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号 2011年3月25日。以下「連結範囲適用指針」という。）第16項の要件を満たしているため、子会社として取り扱っておりません。
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 なし
 - (2) 持分法適用の関連法人等 なし
 - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社
 - (4) 持分法非適用の関連法人等 1社
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
 - (5) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等
当該他の会社等の数 1社
関連会社としなかった理由
投資事業等を営む非連結子会社が、事業承継のため出資したものであり、連結範囲適用指針第24項の要件を満たしているため、関連会社として取り扱っておりません。
4. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品につ

いては前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

① 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)により計上しております。

② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本もしくは利息の返済猶予等、債務者に有利になる取り決めを行った貸出条件緩和債権、又は元本返済もしくは利息支払いが三月以上延滞している債権を有する債務者のうち、上記以外の債務者(以下「要管理先」という。)に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

① 債権額が一定金額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法によ

り計上しております。

- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞している等、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、又は財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のうち、上記以外の債務者（以下「要注意先」という。）、及び業況が優良であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に係る債権については、事業性と消費性に区分のうえ、債権額に対し、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,753百万円であります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針

第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 連結される子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

12. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 1,120 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,606 百万円
危険債権額	108,173 百万円
要管理債権額	20,915 百万円
三月以上延滞債権額	1,230 百万円
貸出条件緩和債権額	19,684 百万円
小計額	136,695 百万円
正常債権額	5,176,450 百万円
合計額	5,313,146 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,185 百万円であります。

4. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	595,380 百万円
貸出金	722,588 百万円

担保資産に対応する債務

預金	7,664 百万円
債券貸借取引受入担保金	191,313 百万円
借入金	948,757 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産(現金) 50,209 百万円を差し入れております。

また、その他資産には金融商品等差入担保金 6,176 百万円、保証金 838 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,261,469 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,151,619 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,330 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 64,531 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 46,863 百万円であります。

9. 1株当たりの純資産額 354 円 65 銭

10. 銀行法施行規則第17条の5第1項3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.18%であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、5,501 百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他業務収益」には、国債等債券売却益 3,437 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常収益」には、株式等売却益 5,957 百万円、貸倒引当金戻入益 790 百万円を含んでおります。

3. 「その他業務費用」には、国債等債券売却損 10,038 百万円を含んでおります。

4. 「その他経常費用」には、株式等売却損 343 百万円、株式等償却 163 百万円を含んでおります。

5. 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 11 円 51 銭

6. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

7. 中間包括利益 12,160 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間（1年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
買入金銭債権	12,860	12,860	—
有価証券			
その他有価証券(※5)	1,101,917	1,101,917	—
貸出金	5,218,543		
貸倒引当金(※1)	△32,549		
	5,185,993	5,191,541	5,547
資産計	6,300,771	6,306,318	5,547
預金	7,627,366	7,627,388	21
借入金	949,280	943,312	△5,968
負債計	8,576,647	8,570,700	△5,946
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(29)	(29)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(※3)	(1,350)	(1,350)	(※4) —
デリバティブ取引計	(1,380)	(1,380)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(※3) ヘッジ対象である貸出金・有価証券等の相場変動の相殺のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(※4) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金に含めて記載しております。

(※5) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	15,381
組合出資金(※3)	24,831
非上場外国証券(※1)	0
合計	40,212

(※1) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について137百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	12,860	12,860
有価証券	368,864	667,675	56,955	1,093,495
その他有価証券	368,864	667,675	56,955	1,093,495
国債・地方債	139,993	399,348	—	539,342
社債	—	101,084	56,955	158,039
株式	120,395	18,118	—	138,514
その他	108,475	149,124	—	257,599
資産計	368,864	667,675	69,815	1,106,355
デリバティブ取引（※1）（※2）				
金利関連	—	1,835	—	1,835
通貨関連	—	△3,210	—	△3,210
商品関連	—	14	—	14
クレジット・デリバティブ	—	—	△20	△20
デリバティブ取引計	—	△1,359	△20	△1,380

（※1）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

（※2）金利スワップの特例処理にかかるデリバティブ取引は貸出金に含めております。

（※3）投資信託のうち、基準価額を時価とみなしているものは、本表に含めておりません。中間連結貸借対照表における投資信託計上額は8,422百万円となります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	5,191,541	5,191,541
資産計	—	—	5,191,541	5,191,541
預金	—	7,627,388	—	7,627,388
借入金	—	943,312	—	943,312
負債計	—	8,570,700	—	8,570,700

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、投資家として購入した住宅ローン債権の信託受益権及び貸付債権の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格をレベル3の時価としております。また、売掛金等の資産流動化の小口債権は、期間毎の市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値をレベル3の

時価としております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に東証プライム市場株式や国債・上場投資信託がこれに含まれます。

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いた場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには金利や格付別倒産確率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しており、これには社債のうち私募事業債が含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その帳簿価額をレベル2の時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いており、算定された時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、主にレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨オプション等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
買入金銭債権	DCF 法	格付別倒産確率	0.000%
		予想損失率	10.661%
		経費率	0.290%
私募事業債	DCF 法	格付別倒産確率	0.000%~1.798%
		予想損失率	10.661%
		経費率	0.290%

② 期首残高から中間期末残高への調整表、当中間期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	社債	合計
当期首残高	15,519	57,126	72,645
当中間期の損益又はその他の包括利益	△47	△102	△149
損益に計上(注1)	1	0	2
その他の包括利益に計上(注2)	△49	△102	△152
購入、発行、取得	1,797	6,590	8,387
売却、償還、決済	△4,408	△6,659	△11,067
当中間期末残高	12,860	56,955	69,815
当中間期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—

(注1) 中間連結損益計算書の「資金運用収益」及び「その他業務収益」に含まれております。

(注2) 中間連結包括利益の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってバック部門で時価の算定及び時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。検証結果はミドル部門に報告され、時価のレベルの分類の適正性及び時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権及び私募事業債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、格付別倒産確率、予想損失率、経費率であります。これらのインプットの著しい増加(減少)は、それら単独では、時価の著しい低下(上昇)を生じさせることとなります。

3. 投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託

期首残高から中間期末残高への調整表、当中間期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間
当期首残高	8,887
当中間期の損益又はその他の包括利益	△70
損益に計上	—
その他の包括利益に計上(注)	△70
購入	500
売却、償還	△895
当中間期末残高	8,422

(注) 中間連結包括利益の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. その他有価証券(2023年9月30日)

(百万円)

	種類	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	130,495	43,975	86,520
	債券	85,687	84,944	742
	国債	2,986	2,981	5
	地方債	21,216	21,137	79
	社債	61,484	60,826	658
	その他	55,093	51,395	3,698
	外国証券	1,751	1,747	4
	その他	53,341	49,647	3,694
	小計	271,276	180,315	90,961
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,018	8,861	△843
	債券	611,694	625,536	△13,842
	国債	137,007	142,116	△5,109
	地方債	378,132	384,897	△6,764
	社債	96,554	98,522	△1,968
	その他	228,788	254,164	△25,376
	外国証券	146,933	164,048	△17,114
	その他	81,854	90,116	△8,261
	小計	848,501	888,563	△40,062
合 計		1,119,777	1,068,878	50,899

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、26百万円(株式)、62百万円(債券)であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

※減損処理の判定にあたって、株式の時価は、中間連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2023年9月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位: 百万円)

	当中間連結会計期間
信託報酬	13
役務取引等収益	7,851
預金・貸出業務	2,340
為替業務	2,646
証券関連業務	615
代理業務	238
保護預り・貸金庫業務	136
その他	1,874
その他の業務収益	64
その他の経常収益	1
顧客との契約から生じる経常収益	7,930
上記以外の経常収益	42,364
外部顧客に対する経常収益	50,294

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

STEP 1: 契約の識別

STEP 2: 契約における履行義務の識別

STEP 3: 取引価格の算定

STEP 4: 履行義務への取引価格の配分

STEP 5: 履行義務の充足による収益の認識

「収益認識会計基準」の適用範囲は「顧客との契約から生じる収益」であり、当行においては主として役務取引等収益が対象となります。

当行は為替業務に含まれる振込や預金業務に含まれる口座振替などの資金決済業務や、投資信託や生命保険契約の販売代理業務を行っており、当該業務に伴い収受する手数料は、決済や販売契約の締結などの履行義務が「一時点」で充足する場合は、履行義務が充足される時点において収益を認識しております。

そのほか、履行義務が「一定の期間」にわたり充足する場合は履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。